

遺伝子組換え実験・ゲノム編集を行う研究の変更申請※

※課題名、実験責任者、目的等の変更など実験計画の大幅な変更と考えられる場合は、これまでの実験計画を終了後、改めて新規計画として申請が必要です。

〈 変更内容により申請受付時期が異なります 〉

変更申請書類の作成

〈注意〉

- ① 遺伝子組換え動植物の譲渡、譲受が予定されている場合は、別途手続きが必要となります。
- ② 研究者は、研究開始前に「教育訓練の受講」が必要となります。
- ③ 研究者は、「本学における定期健康診断」の受診が必要となります。
※ウイルスベクターを取り扱う研究の場合のみ、別途「特別健康診断（DNA作業健康診断）」の受診が必要となります。

〈変更内容〉

- 供与体・ベクター等の組み合わせの変更（ゲノム編集を含む）
- 実験実施場所の変更

年2回
受付※

※委員会より申請依頼の通知があります。

〈変更内容〉

- 研究者の変更
- 実験実施期間の変更
- 譲渡等・受入れの変更
- 関連申請の変更

随時受付

変更申請書類の提出

※実験センター事務室にメールで提出（jikken@stf.josai.ac.jp）

事務局による事前確認（記載内容により、修正の指示があります）

事前審査担当委員による
予備審査

※修正の指示がある場合は、
事前審査担当委員へ書類再提出

委員会開催による審査
（前期・後期の年2回審査）

メール会議等による委員会審査
（随時審査）

審査結果

承認

不承認

※ 修正の指示がある場合は、
修正の上、書類再提出

研究計画の見直しが必要

委員会による確認

学長による実施許可

「第二種使用等拡散防止措置確認申請（計画変更）の承認について（通知）」の発行

研究開始